

# 後期高齢者医療制度の保険料のお知らせ

平成20年4月1日から75歳以上の方（65歳以上の一定の障害を有する方で広域連合が認定した方を含みます。）を対象とする後期高齢者医療制度が始まります。現在加入されている国民健康保険や被用者保険（）などの医療保険から脱退して後期高齢者医療制度へ加入することになるので、保険料の二重のご負担はございません。

（被用者保険とは、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険及び共済組合等の公的医療保険の総称です。）



## 保険料について

後期高齢者医療制度の保険料率が平成19年11月29日開催の茨城県後期高齢者医療広域連合議会において決定されました。保険料は、介護保険と同様に個人ごとに算定し、定額の均等割と所得に応じて計算される所得割の合計となります。また、保険料率は県内一律となり、医療費の動向等を踏まえて2年ごとに見直されます。

$$\text{保険料（年額）} = \text{均等割} + \text{所得割}$$

(100円未満切捨て)

均等割

定額  
37,462円

+

所得割

所得に応じて計算  
(総所得金額等 - 基礎控除33万円) × 7.60%

ただし、所得の低い方については、世帯の所得に応じて均等割の7割、5割、2割が軽減されます。また、今まで被用者保険の被扶養者として保険料を負担していなかった方については、資格を得た月から2年間、保険料は均等割のみとなり、その5割が軽減され、さらに平成20年度は次のような措置があります。

- ・平成20年4月から9月までの半年間は、保険料をいたしません。
- ・平成20年10月から平成21年3月までの半年間は、均等割の9割が軽減されます。

総所得金額等とは、「年金収入 - 公的年金控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等で各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。



## 保険料の具体例（いずれも収入が年金のみの場合）

（単位：円）

	（例1）単身世帯の場合				（例2）夫婦2人世帯の場合	
					夫（世帯主）	妻
年金収入	153万	168万	203万	300万	192万	135万
総所得金額等	33万	48万	83万	180万	72万	15万
所得割	0	11,400	38,000	111,720	29,640	0
均等割	11,239	11,239	29,970	37,462	18,731	18,731
（軽減の割合）	（7割軽減）	（7割軽減）	（2割軽減）	（軽減なし）	（5割軽減）	（5割軽減）
保険料（年額）	11,200	22,600	67,900	149,100	48,300	18,700



## 保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料は、介護保険と同様に原則として年金からの天引きとなります（特別徴収）。ただし、次の条件に該当する方は、お住まいの市町村からお送りする納付書により納めていただきます（普通徴収）。

- ・年金の年額が18万円未満の方。
- ・後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方。
- ・年度途中で後期高齢者医療制度に加入された方。



## お問い合わせ

- ・茨城県後期高齢者医療広域連合 〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階  
☎029(309)1212(制度に関すること) ☎029(309)1213(保険料に関すること) ☎029(309)1126
- ・ホームページ <http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>
- ・町民税務課 税務グループ 内線300